

逗子市民有緑地維持管理

助成事業のご案内



逗子市

令和7年4月改定

目次

● 逗子市民有緑地維持管理助成事業とは	1
● 助成の対象緑地等	1
● 助成対象者の条件	2
● 助成の対象となる維持管理作業	2
● 助成の対象となる経費	2
● 助成金額	2
● 申請時の注意事項	3
● 申請の流れ	5
● 助成対象となる緑地の条件確認	7
● 申請書等の記載例	8
● 様式取得について	11
● 必要書類一覧	11

● 逗子市民有緑地維持管理助成事業とは

逗子市民有緑地維持管理助成事業は、森林の有する公益的機能の維持増進と、将来にわたり良好な緑地を保全するとともに、民有緑地の保有継続への意欲を高めるため、土地所有者等が行う民有緑地の維持管理に対し助成を行う事業です。

(財源は森林環境譲与税を充当予定)

● 助成の対象緑地等

1. 森林法第2条に規定する森林であること。

森林法（抜粋）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

※森林法第2条に基づく森林に該当するかどうか、**経済観光課**窓口(2階)で確認。

2. 逗子市みどり条例第5条に規定する森林であること。

逗子市みどり条例（抜粋）

第5条 市長は樹林地又は樹木で、特に保全をすべきものと認めるときは、規則で定める基準に該当する保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することができる。

※逗子市みどり条例第5条に該当するかどうか、**緑政課**窓口で(2階)確認。

上記 1 または 2 に該当し、かつ以下の(1)～(3)の項目に該当すること。

- (1) 将来にわたり緑地として保全される土地であること。
- (2) 森林法等の関係法令等に抵触する土地でないこと。
- (3) 逗子市防災工事費助成金交付要綱(令和4年4月1日施行)第4条に規定する助成対象地ではないこと(併用不可)。

※都市整備課(2階)が窓口

● 助成対象者の条件

- ・ 緑地又は保存樹木の所有者（個人又は法人）
※保存樹林は緑地に含みませ
- ・ 緑地又は保存樹木の所有者から作業についての承諾を受けた者（承諾書が必要）

● 助成の対象となる維持管理作業

緑地又は保存樹木を将来にわたり良好に保全することを目的とした維持管理作業。

※危険木等の例外を除き樹木の伐根（樹木を根元から伐採）は対象外

※草刈は対象外

※いずれも営利目的の作業は対象外

樹木や竹の伐採・枝払い

すでに倒木または枯死した
樹木・竹の搬出

● 助成の対象となる経費

申請者が、作業を発注した事業者を支払う経費のうち、次のものが助成の対象。

樹木や竹の伐採・枝払い

樹木・竹の搬出、運搬及び処分に
要した経費

● 助成金額（1,000円未満は切捨て）

緑地
（保存樹林） 経費の2分の1
上限額100万円

保存
樹木 1本20,000円
上限5本

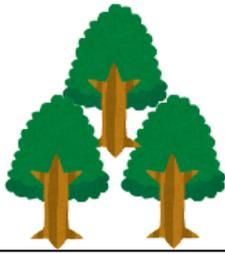
※年度内の申請予定額の累計が年間の予算額を超えた場合、その年度の受付を終了します。

● 申請時の注意事項

- ①事前届出書及び交付申請書を提出し、市から交付決定通知書が届いてから作業を行ってください。
- ②同一年度内に申請できる件数は、所有者一人につき1件、一つの筆(登記されている土地の単位)に対して1件です。共有名義人の重複や、法人名義の場合の代表者や役員との重複があった場合、同一の所有者とみなしますのでご注意ください。(次頁の図を参照してください) ※なお、同一の筆(場所)の助成は、交付決定を受けた日(交付決定通知書の日付)から起算して2年を経過するまでの間は助成を受けることができません。
- ③交付申請書や実績報告書などには提出期限があり、それぞれの期限内に提出する必要があります。
- ④申請を行った後に、作業内容を変更する場合、緑政課に連絡の上、所定の手続きを行ってください。
- ⑤作業内容の変更による助成金の増額はできません。また、対象樹木を変更した場合、助成金が減額となることがあります。このため、申請時には必要な作業内容(樹木や工種)をきちんと把握してください。
- ⑥作業を行った後は、適切な維持管理に努めてください。
- ⑦助成を受けた土地において宅地の造成や防災工事を行うなど、制度の趣旨に反する行為があった場合は、助成金の返還を求めることとなりますので、ご了承ください。
- ⑧工事中、工事後の問題については、申請者や土地所有者など、関係者が責任を持って解決してください。
- ⑨関係書類は報告日の翌日から起算して5年が経過する日まで保管をお願いします。
- ⑩本助成事業の普及啓発(広報物への掲載や事例紹介等)のため、伐採前後の写真等の提供にご協力をお願いします。

年度内の申請件数の限度（申請者事、筆ごと）

ケース1

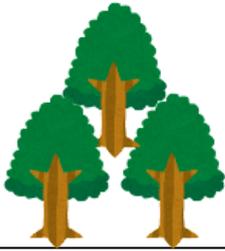


Aさんの土地 ①



Aさんは申請可能！

ケース2



Aさんの土地 ①



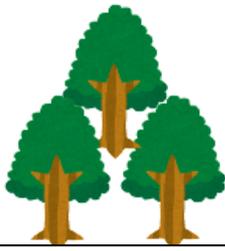
Dさん

Aさんの
承諾書



Dさんは申請可能！

ケース3



Aさんの土地 ①



Dさん

Aさんの
承諾書



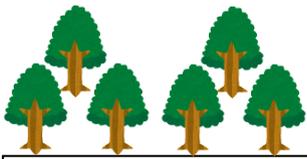
Eさん

Aさんの
承諾書

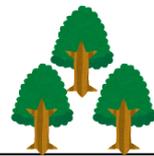


DさんとEさんどちらか一人が代表して申請する必要があります。

ケース4



Aさんの土地 ① ②



株式会社Z
(代表取締役Aさん)

又は

共有名義の土地 ③
(Aさん、Bさん、Cさん)



Aさんは複数の土地(筆)を一度にまとめて申請可能！

● 申請の流れ

助成を受けるための手続きの流れです。

助成対象となる緑地の確認

- 助成を希望する緑地や作業内容が、制度の対象となるかどうかを確認してください。
- 森林法第2条に該当するかは経済観光課、逗子市みどり条例第5条(保存樹林・保存樹木)に該当するかは緑政課でご確認いただけます。



事前届出書の提出

- 作業内容を決め、見積書を取得し概算予算額が分かったら、事前届出書と必要書類(見積書、案内図、作業対象場所の詳細図)を提出します。
- 事前届出書と必要書類は、紙もしくはメールでの提出となります。
※詳細は第1号様式記載例をご覧ください
- 作業を行う事業者が手続きを代行する場合は「委任状」を作成し、提出してください。



立合い等の日程調整後、市が事前調査として現地確認をします。

市から候補者名簿に登録したことをお知らせする通知書①が届きます。
内容が助成の要件を満たし、助成事業者候補者名簿に登載したことを通知します。



助成金交付申請書の提出

- 市から通知書①が届いたら、3週間以内に助成金交付申請書と必要書類(平面図(対象樹木を図示)、現地写真、土地所有所が確認できる書類等)を提出します。
- 助成金交付申請書と必要書類は、紙もしくはメールでの提出となります。
※詳細は第3号様式記載例をご覧ください



市から申請者あての交付決定通知書②が届きます。

助成金交付が決定することを通知します。



次のページへ



緑地の維持管理作業を行います

- 市から**交付決定通知書②**が届いてから作業を行います。
- 申請内容に変更がある場合や助成事業を中止する場合は、速やかに緑政課へ相談してください。



実績報告書の提出(2月末日まで)

- 必要となる書類を用意し、実績報告書を提出します。
(作業完了後原則3週間以内)
- 実績報告書は、紙もしくはメールでの提出となります。
※詳細は第5号様式記載例をご覧ください



立合い等の日程調整後、市が事前調査として現地確認をします。

完了確認後、指定の口座へ助成金を支払います

※完了確認の後、指定口座への振り込みが完了するまで、約30日程度要します。

● 助成対象となる緑地の条件確認

助成を希望する緑地や作業内容が制度の対象となるかどうか確認してください。
森林法・逗子市みどり条例に該当するか確認してください。

調査対象地番 逗子市

- 森林法第2条に該当する ⇒ 経済観光課窓口で確認
- 逗子市みどり条例第5条に該当する ⇒ 緑政課窓口で確認

上記に該当し、かつ以下の3項目に該当すること。

- ① 将来にわたり緑地として保全される土地であること。
- ② 森林法等の関係法令等に抵触する土地でないこと。
- ③ 逗子市防災工事費助成金交付要綱(令和4年4月1日施行)第4条に規定する助成対象地でないこと。

【土地の所有者】

- 申請者のみ
- 共同名義人有り、申請者以外 ⇒ 共同名義人や土地所有者の承諾が必要です。

【法的手続きが必要となる緑地の確認(森林法、都市緑地法、逗子市風致地区条例ほか)】

- 保安林(森林法第25条)
⇒ 神奈川県宛てにご確認ください。許可申請の提出が必要となる場合があります。

【保安林の問い合わせ・申請書の提出】

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター・地域農政推進課
住所:横須賀市日の出町2-9-19
連絡先:046-823-0210(代表)

● 申請書等の記載例

①事前届出書、②助成金交付申請書、③実績報告書兼請求書の記載例となります
注意事項をご確認のうえ各様式をご提出ください

① 事前届出書

第1号様式（第7条関係）

記載例

民有緑地維持管理助成事業事前届出書

令和7年 4月 1日

逗子市長

届出者

申請をする方の
住所、氏名、電話
を記入

住所	〒249-8686 逗子市 逗子 5-2-16
氏名	(フリガナ) ズシ タロウ
	逗子 太郎
電話	046 (873) 1111 <small>(法人の場合は、所在地、名称・代表者の役職名及び氏名)</small>

※法人の場合は、別紙「役員一覧」を併せてご提出ください。

次のとおり、届け出ます。

事業実施場所 (地名地番を全て記載)	逗子市 桜山 × — × — ×
緑地指定等の種類 (該当するものすべてに チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 森林法第2条に規定する森林 <input type="checkbox"/> 森林法第5条に規定する森林 (伐採届 必要・不要) <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存区域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 近郊緑地保全区域 <input type="checkbox"/> 特別緑地保全地区 <input type="checkbox"/> 保安林 (県の手続が必要) <input type="checkbox"/> 保存樹木 <input checked="" type="checkbox"/> 保存樹林
実施予定の作業の 数量を記入 作業内容	①伐採・剪定 樹木の伐採約 5 本 樹木の剪定約 5 本 竹の伐採約 _____ 本 又は約 30 m ² 竹の剪定約 _____ 本 又は約 _____ m ² ②倒木・枯木 (竹) の撤去処分 約 5 本又は約 _____ m ³
概算見積額	約 110,000 円 (別添見積書のとおり)
届出理由に <input checked="" type="checkbox"/> 届出理由	<input checked="" type="checkbox"/> 倒木・落枝した場合、隣接する第三者の建物、道路、駐車場等 (樹林地を除く。) まで危険が及ぶ恐れがある。 <input type="checkbox"/> 枝が隣接する第三者の建物、道路、駐車場等 (樹林地を除く。) まで越境している。または、枝が電線に接触しているなどの障害がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 竹が隣接する第三者の敷地 (樹林地を含む。) に侵入している。または、侵入する恐れがある。 <input type="checkbox"/> 倒木した樹木または積み置かれた木が第三者の敷地 (樹林地を含む。) に危険を及ぼす恐れがある。または、樹林地の安全確保のための管理を行うにあたり、支障がある。
案内図及び作業対象場所 の詳細図	別添の図面のとおり
備考	

見積金額を記載

② 助成金交付申請書

第3号様式（第8条関係）

記載例

民有緑地維持管理助成事業助成金交付申請書

令和7年 4月18日

逗子市長

申請者

申請をする方の
住所、氏名
電話番号を記入

住所	〒249-8686 逗子市 逗子 5-2-16
氏名	(フリガナ) ズシ タロウ
	逗子 太郎
	(法人の場合は、所在地、名称・代表者の役職名及び氏名)
電話	046 (873) 1111

次のとおり、申請します。

事業実施場所 (地名地番を全て記載)	逗子市 桜山 × - × - ×
実施する作業の 数量を記入	①伐採・剪定 樹木の伐採約 5 本 樹木の剪定約 5 本 竹の伐採約 本 又は約 30 m ² 竹の剪定約 本 又は約 m ²
作業内容	②倒木・枯木(竹)の撤去処分 約 5 本又は約 m ³
助成金額を記載 経費の2分の1、 上限額は100万円	事業額 110,000 円 (別添見積書のとおりに)
	交付申請額 55,000 円 (1,000円未満は切捨て)
事業実施予定期間	令和7年 5月 1日 ~ 令和7年 5月 15日

見積書の金額を記載

添付図書

作業期間を記載

添付した書類
の全てに☑

- 案内図 (付近見取図)
- 平面図 (作業箇所、区域、内容及び説明を行う隣接住民の位置を明示したもの)
- 現地の写真 (作業箇所及び周辺の様子が見えるもの) 作業見積書 (写し)
- 土地所有者が確認できる書類 (全部事項証明書、固定資産税・都市計画税納税通知書の写し等)
- 承諾書 (土地所有者と申請者が異なる場合、申請する地番内に複数の権利者がいる場合)
- その他市長が必要と認める図書 (

(以下は市にて使用する欄のため記入不要)

緑地指定等の種類	<input type="checkbox"/> 森林法第2条に規定する森林 <input type="checkbox"/> 次に該当する場合、法定の許可、届出又は協議済 <input type="checkbox"/> 森林法第5条に規定する森林(伐採のみ) <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存区域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 近郊緑地保全区域 <input type="checkbox"/> 特別緑地保全地区 <input type="checkbox"/> 保安林(県の許可等) <input type="checkbox"/> 保存樹木 <input type="checkbox"/> 保存樹林
緑の基本計画における 緑地指定等の方針	<input type="checkbox"/> 歴史的風土特別保存地区 候補地 <input type="checkbox"/> 特別緑地保全地区 候補地 <input type="checkbox"/> 都市計画公園・緑地 候補地 <input type="checkbox"/> 保全配慮地区 (地区)

③ 実績報告書兼請求書

第5号様式（第11条関係）

記載例

民有緑地維持管理助成事業実績報告書兼請求書

令和7年 5月 25日

逗子市長

報告者
請求者

住所	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
氏名	(フリガナ) ズシ タロウ
	逗子 太郎
	(法人の場合は、所在地、名称・代表者の役職名及び氏名)
電話	046 (873) 1111

申請をした方の
住所、氏名
電話番号を記入

次のとおり事業を実施しましたので報告します。

事業実施場所 (地名地番を全て記載)	逗子市 桜山 × - × - ×	作業を行った地番を全て記入
交付決定通知番号	令和7年 ×月 ×日 第 ××号	
作業内容	①伐採・剪定 樹木の伐採約 5 本 樹木の剪定約 5 本 竹の伐採約 _____ 本 又は約 30 m ² 竹の剪定約 _____ 本 又は約 _____ m ² ②倒木・枯木（竹）の撤去処分 約 5 本又は約 _____ m ³	領収証の金額を記載
事業額	110,000 円 (別添領収書のとおり)	交付決定通知書の交付 予定額を記載
交付決定額 (請求額)	55,000 円	
事業実施期間	令和7年 5月 1日 ~ 令和7年 5月 15日 ※2月末日までに完了、報告してください。	
添付図書	<input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 施工業者の領収書等支出を証する書類 (写し) <input checked="" type="checkbox"/> 助成事業の完了を確認できる写真 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の処理伝票 (写し) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書 ()	添付した書類 の全てに <input checked="" type="checkbox"/>
振込先	金融機関名	逗子 銀行 信用金庫 本店 信用組合 逗子 支店
	口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 0 1 2 3 4 5 6
	口座名義 (カタカナ)	ズシ タロウ

※ 振込先の口座名義は報告者・請求者氏名と同一としてください。

● 様式の取得について

書類の様式は市ホームページの民有緑地維持管理助成事業のページからダウンロードしてください。緑政課窓口でも配布しております。



QRコードを読み取るか、逗子市 民有緑地で検索してください

● 提出書類一覧

各項目における提出書類一覧

申請時

- 民有緑地維持管理助成事業 事前届出書（第1号様式）
→紙もしくはメールでの提出
- 民有緑地維持管理助成事業 助成金交付申請書（第3号様式）
→紙もしくはメールでの提出

作業終了後

- 民有緑地維持管理助成事業 実績報告書兼請求書（第5号様式）
→紙もしくはメールでの提出

その他必要に応じて提出する書類

【内容の変更、完了及び報告】

○民有緑地維持管理助成事業 変更申請書及び実績報告書（第6号様式）

【事業の中止】

○民有緑地維持管理助成事業 中止承認申請書（第7号様式）

【処分等に係る承認、報告】別表参照

○民有緑地維持管理助成事業 助成対象財産処分承認申請書（第13号様式）

※緑政課窓口等で個別対応します

別表

事由	承認条件	助成金の返還額	備考
天災又は火災等自己の責に帰さない事由により、助成金の交付を受けた民有緑地の保全が困難になった場合	—	—	
上記以外により、助成金の交付を受けた民有緑地の保全が困難になった場合	助成金の返還	保全が困難になった緑地の面積を助成金の交付を受けた緑地の面積で除して得た数に交付を受けた助成金の額を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	
助成金の交付を受けた民有緑地を譲渡、貸付若しくは交換する場合又は担保に供する場合	—	—	助成金の交付を受けた民有緑地について、将来に渡り緑地として保全すること。 関係書類の保存期間内は交付決定通知書に記載された条件を承継すること。
上記以外の場合	助成金の返還	市長が別に定める金額	



申請先・問合先

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
逗子市環境都市部緑政課(市庁舎2階)

※開庁8:30~17:15(土日祝除く)

TEL:046-872-8125(直通)

FAX:046-873-4520

MAIL:ryokusei@city.zushi.lg.jp

